

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次	
高知県教育委員会訓令	ページ
◎県立学校事務処理規程の一部を改正する訓令	1
高知県教育長訓令	
◎教育機関等の長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令	2
◎教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令	2
◎県立学校長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令	3

教育委員会訓令

高知県教育委員会訓令第8号

教育委員会事務局
 県立学校

県立学校事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 令和7年9月16日

高知県教育長 今城 純子

県立学校事務処理規程の一部を改正する訓令

県立学校事務処理規程（平成4年3月高知県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表35の項中「34」を「36」に改め、同項を同表37の項とし、同表中34の項を36の項とし、33の項を35の項とし、32の項を34の項とし、31の項を33の項とし、30の項を32の項とし、29の項を31の項とし、28の項を30の項とし、27の項を29の項とし、26の項を28の項とし、25の項を27の項とし、24の項を26の項とし、23の項を25の項とし、22の項を24の項とし、21の項を23の項とし、20の項を22の項とし、19の項を21の項とし、18の項を20の項とし、17の項を19の項とし、同項の前に次のように加える。

18 部分休業の承認及び当該承認の取消しに関すること。	ア 校長、副校長、教頭及び事務長に係るもの	○				
	イ 主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員に係るもの	○				定時制の課程、副校長を置かない県立学校及び副校長を置く県立学校の分校にあつては、教頭が専決する。
	ウ 所属職員（ア及びイに掲げる職員を除く。）に係るもの	○				

別表中16の項を17の項とし、15の項を16の項とし、14の項を15の項とし、13の項を14の項とし、12の項を13の項とし、11の項の次に次のように加える。

12 在宅勤務に関すること。	ア 校長、副校長、教頭及び事務長に係るもの	○				
	イ 主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員に係るもの	○				定時制の課程、副校長を置かない県立学校及び副校長を置く県立学校の分校にあつては、教頭が専決する。
	ウ 所属職員（ア及びイに掲げる職員を除く。）に係るもの	○				

別表備考3中「12、13、15及び16」を「12から14まで及び16から18まで」に改め、同表備考4中「17及び18」を「19及び20」に改め、同表備考5を削り、同表備考6中「、非常勤教職員及び外国語指導助手」を「及び会計年度任用職員」に、「13まで及び15から17」を「14まで（12の事項にあつては、臨時的任用教職員に限る。）及び16から19」に改め、同表備考6を同表備考5とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和7年9月16日から施行する。
（経過措置）
- 2 この訓令の施行の際現に決裁を受ける途中にある事務の取扱いについては、なお従前の例による。

教 育 長 訓 令

高知県教育長訓令第5号

事 務 局
各 事 務 所
各 教 育 機 関

教育機関等の長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年9月16日

高知県教育長 今城 純子

教育機関等の長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令

教育機関等の長に対する事務委任規程（昭和46年3月高知県教育長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第8号中「短縮及び育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務」を「短縮等、早出遅出勤務及び在宅勤務」に改め、同項中第25号を第26号とし、第13号から第24号までを1号ずつ繰り下げ、第12号の次に次の1号を加える。

（13） 職員の部分休業の承認及び当該承認の取消しに関すること。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和7年9月16日から施行する。
（経過措置）
- 2 この訓令の施行の際現に決裁を受ける途中にある事務の取扱いについては、なお従前の例による。

高知県教育長訓令第6号

教育委員会事務局
各 教 育 機 関

教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年9月16日

高知県教育長 今城 純子

教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令

教育長の権限に属する事務決裁規程（昭和46年3月高知県教育長訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「、育児短時間勤務及び部分休業」を「及び育児短時間勤務に関すること並びに部分休業に関すること（部分休業の承認及び当該承認の取消しを除く。）」に改める。

第9条第1号、第10条第1号及び第11条第1号中「、育児短時間勤務及び部分休業」を「及び育児短時間勤務に関すること、部分休業に関すること（部分休業の承認及び当該承認の取消しを除く。）」に改める。

別表中3の(23)の項を3の(24)の項とし、3の(22)の項を3の(23)の項とし、3の(21)の項を3の(22)の項とし、3の(20)の項を3の(21)の項とし、3の(19)の項を3の(20)の項とし、3の(18)の項を3の(19)の項とし、3の(17)の項を3の(18)の項とし、3の(16)の項を3の(17)の項とし、3の(15)の項を3の(16)の項とし、3の(14)の項を3の(15)の項とし、3の(13)の項を3の(14)の項とし、3の(12)の項を3の(13)の項とし、3の(11)の項を3の(12)の項とし、3の(10)の項を3の(11)の項とし、3の(9)の項の次に次のように加える。

(10) 部分 休業 の承 認及 び当 該承 認の 取消 しに 関す ること。	ア 教育次長、 参事及び教育 振興監に係る もの		○				
	イ 課長、企画 監、副参事及 び課長補佐等 に係るもの			○			
	ウ 所属職員に 係るもの				○		

別表備考3及び備考4中「(10)」を「(11)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和7年9月16日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現に決裁を受ける途中にある事務の取扱いについては、なお従前の例による。

高知県教育長訓令第7号

教育委員会事務局
各 県 立 学 校

県立学校長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年9月16日

高知県教育長 今城 純子

県立学校長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令

県立学校長に対する事務委任規程（平成4年3月高知県教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第33号を第35号とし、第16号から第32号までを2号ずつ繰り下げ、第15号を第17号とし、同号の前に次の1号を加える。

(16) 職員の部分休業の承認及び当該承認の取消しに関するこ

と。

第2条第1項中第14号を第15号とし、第10号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 職員の在宅勤務に関すること。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和7年9月16日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現に決裁を受ける途中にある事務の取扱いについては、なお従前の例による。